

外国人来华工作就业许可制度的新变化 Q&A

国家外国专家局发布《外国人来华工作许可制度试点实施方案》之后，又于 2017 年 03 月 29 日发布了《国家外国专家局关于印发外国人来华工作许可服务指南（暂行）的通知》，于 2017 年 03 月 28 日联合人力资源社会保障部、外交部以及公安部发布了《关于全面实施外国人来华工作许可制度的通知》，此外，人力资源和社会保障部亦于 2017 年 03 月 13 日对《外国人在中国就业管理规定》做出了一些修订。以上一系列新规定的颁布及修改，对原试点方案中关于外国人来华工作许可制度的规定做出了一些变更，从而对外国人在办理工作许可证方面也产生了一定的影响，因此，我们把一些新变化的内容，以及平时较为常见的问题予以整理、汇总如下，供参考。（因为新制度刚刚在全国范围内实施，涉及全国各个地方的政策口径，不一而足，因此，本文暂以作为新制度先行试点的上海地区的有关政策口径为参考标准）。

Q1：目前是否只能办理新证？

A:

是的。2017 年 04 月 01 日之后上海市就只能办理新证了，相关部门不再对外签发旧证。

Q2：目前是否还能办理旧证的延期？

A:

不能了。2017 年 04 月 01 日全面实施新制度后，只能到上海市的相关部门申请或换领新证，不能再办理旧证的延期了。

Q3：新证的有效期限是多久？

A:

以 A 类人员标准办理的新证一般有 3-5 年的有效期，以 B 类人员标准办理的新证一般有 1-2 年的有效期，但，需要注意的是，应保证就业许可证的期限在劳动合同的有效期限内。

Q4：在办理新证的程序上，有什么新变化？

A:

外国人的中国在留就劳许可制度的新たな変更事項に関する Q&A

国家外国专家局は、「外国人の中国在留就労許可制度試行実施方案」を公布した後、2017 年 3 月 29 日に「外国人の中国在留就労許可サービスガイドライン（暫定）の印刷・配布に関する国家外国専門局による通知」を公布し、2017 年 3 月 28 日には人的資源社会保障部、外交部及び公安部と共同で、「外国人の中国在留就労許可制度の全面的実施に関する通知」を公布した。また、人的資源社会保障部も、2017 年 3 月 13 日に、「外国人の中国における就業管理規定」を改正した。上記の一連の新規定の公布及び修正が行われたことで、従来の試行方案における外国人の中国在留就労許可制度に関する規定に一定の変更が生じ、外国人の就労許可証の取得手続きにおいても一定の影響を受けることになる。従って、本稿では、新たな変更事項の詳細、及びよくある質問の一部を以下の通り整理し、まとめた。（新制度は全国範囲で実施されたばかりであるため、全国の各地方政府による政策実施の匙加減に係わってくるものでもあり、これらをひとつ残らず紹介することはできないため、本稿ではひとまず、新制度を率先して試行している上海地区での政策実施の匙加減を参考基準とする）。

Q1：現在は、新証書の手続きしかできなくなっているのか？

A:

その通りである。2017 年 4 月 1 日以降、上海市では新証書の手続きしかできず、旧証書はすでに発給されていない。

Q2：旧証書の延長手続きは今でも行うことは可能なのか？

A:

できなくなった。2017 年 4 月 1 日に新制度が全面的に実施された後、上海市の関係部門では新証書の新たな申請か又は新証書への切替え手続きしか行えず、旧証書の延長手続きはできなくなった。

Q3：新証書の有効期限はいつまでなのか？

A:

A 類外国人の基準で発給される新証書の有効期間は 3-5 年であり、B 類外国人の基準で発給される新証書の有効期間は、1-2 年である。但し、就業許可証の有効期間は、労働契約の有効期間内でなければならない。

Q4：新証書の取得手続きには、どのような変化があるのか？

A:

在办理新证的程序上，更加便捷高效了，具体来讲：

1. 设立了“外国人来华工作管理服务系统”，用人单位可在网上注册账号，并上传电子材料，申请预审；
2. 预审通过后，再到有关部门现场提交纸质材料（办理 A 证的外国人无需提交纸质材料），申请《外国人工作许可通知》；
3. 办理出《外国人工作许可通知》及“Z 字签证”后，可在网上申请《外国人工作许可证》，并到有关部门现场提交纸质材料（入选国内相关人才计划的外国人无需提交纸质材料）；
4. 审核通过后，到现场领取《外国人工作许可证》即可。

以上办理新证的程序中，相对来说，对办理 A 证的人员，材料的审核期较短，办理程序要更为便捷一些。

Q5：“Z 字签证”与“职业签证”有什么区别？

A:

两者属于同一概念，只是叫法不同，但之后均统一称为“Z 字签证”。2017 年 03 月 13 日，人力资源社会保障部发布了《关于修改〈外国人在中国就业管理规定〉的决定》，将《外国人在中国就业管理规定》第八条、第十条中的“职业签证”修改为了“Z 字签证”，与《外国人入境出境管理条例》中规定的签证类型保持一致。

Q6：应去什么地方申领“Z 字签证”，需要提交什么材料，多久可以领到？

A:

外国人应到中国驻其本国的使领馆申领“Z 字签证”，一般需要提交《外国人工作许可通知》、本人本国有效护照或能代替护照的证件等材料，4 个工作日左右即可领取，但具体应以办理“Z 字签证”使领馆的具体要求为准。

Q7：办理出新证后，若要变更工作单位，怎么办？

A:

应先行注销原有的工作许可证，之后直接在中国境内申请《外国人工作许可通知》和《外国人工作许可证》即可，无需再出境，但需要保证工作岗位（职业）未变动，且工作类居留许可在有效期内。

新证书是取得手续上、従来よりも簡単且つ迅速で、効率よく行えるものとなった。具体的には、以下の通りである。

1. 「外国人中国在留就労管理サービスシステム」を構築し、使用者は、インターネットでアカウントを登録し、且つ電子版の資料をアップロードし、仮審査を申請することができる。
2. 仮審査を通過した後、関連部門にて書面資料をその場で提出し(A 証書の取得手続きを行う外国人は、書面資料を提出する必要はない)、「外国人就労許可通知」を申請する。
3. 「外国人就労許可通知」及び「Z ビザ」を取得した後、オンラインで「外国人就労許可証」を申請し、且つ関連部門にて書面資料をその場で提出することができる。(国内人材登用計画において選ばれた外国人材は、書面資料を提出する必要はない)。
4. 審査を通過した後、その場で「外国人就労許可証」を受領すればよい。

上記の新証書の取得手続きにおいて、相対的に見ると、A 証書の取得を申請する外国人は、その資料の審査期間が相対的に短く、手続きをこれまでよりもスピーディーに行うことができる。

Q5:「Z ビザ」と「就労ビザ」とは、どのような違いがあるのか？

A:

両者は同一の概念であり、呼び方が異なるだけであるのだが、後からいずれも「Z ビザ」と統一して呼ばれるようになった。2017 年 3 月 13 日に、人的資源社会保障部は、「『外国人の中国における就業管理規定』の改正に関する決定」を公布し、「外国人の中国における就業管理規定」第八条、第十条での「就労ビザ」を「Z ビザ」に改め、「外国人出入国管理条例」に定めるビザの種類と整合性がとれるようにした。

Q6:「Z ビザ」の申請場所、提出する必要のある書類、所要期間

A:

外国人は、その本国にある中国大使館・領事館にて「Z ビザ」を申請することになり、通常、「外国人就労許可通知」、本人の本国の有効なパスポート又はパスポートに代わる証明証等の書類を提出しなければならない。4 業務日程度で受け取ることができるが、具体的には、「Z ビザ」手続きを取り扱う大使館・領事館の具体的な要求に準じる。

Q7:新証書の取得後に就業先を変更する必要がある場合、どうすればよいのか？

A:

まず元の就労許可証を抹消した後、直接に中国国内で「外国人就労許可通知」及び「外国人就労許可証」を申請すればよく、再出国の必要はないが、その職位(職業)に変更がなく、且つ就労類居留許可に残存期間があるようにしなければならない。

Q8: 如何判断自己属于 A、B、C 中的哪一类人员?

A:

相对来讲, C 类人员多是国家实行配额管理的临时性、季节性、非技术性或服务性的人员, 特征较为明显, 比较容易判断。而判断 A 类和 B 类人员时, 较为直接可行的办法则是依照计点积分制的“积分要素计分赋值表”, 计算自己的积分, 积分在 85 分以上(含 85 分)的, 则属于 A 类人员, 积分在 60 分以上(含 60 分)、不满 85 分的, 则属于 B 类人员。其他具体的判断条件和标准可参照以下规定:

1. A 类人员多指外国高端人才, 主要包括:

- 1) 入选国内人才引进计划的外国人才;
- 2) 符合国际公认的专业成就认定标准的外国人才;
- 3) 符合市场导向的鼓励类岗位需求的外国人才(包括平均工资收入不低于本地区上年度社会平均工资收入 6 倍的外籍人才等);
- 4) 创新创业人才(包括列入省级有关部门制定的创新企业清单或科创职业清单的单位聘请的具有高级管理或技术职务的人员等);
- 5) 优秀青年人才(即: 40 岁以下在国<境>外高水平大学或中国境内高校从事博士后研究的青年人才);
- 6) 计点积分在 85 分以上的外国人才。

2. B 类人员多指外国专业人才, 主要包括:

- 1) 具有学士及以上学位和 2 年及以上相关工作经历的外国专业人才, 符合以下条款规定之一的:
 - 在教育、科研、新闻、出版、文化、艺术、卫生、体育等特殊领域从事科研、教学、管理等工作的管理人员或专业技术人员;
 - 执行中外政府间协议、国际组织间协议、中外经贸和工程技术合同的人员, 对国际知名学术机构和科教类国际组织派遣的人员按照政府间交流合作协议条款相应放款年龄要求;
 - 国际组织驻华代表机构聘用人员 and 境外专家组织驻华机构代表;
 - 跨国公司派遣的中层以上雇员、外国企业常驻中国代表机构的首席代表和代表;
 - 各类企业、事业单位、社会组织等聘用的外国管理人员或专业技术人员;

Q8: 自分が A、B、C のどの分類に該当するのかを判断する方法は?

A:

相対的に見た場合、C 類に該当する外国人は、国の該当管理対象となる一時的、季節的、非技術的、又はサービス分野の者であるため、その特徴もはっきりしており、判断しやすい。一方、A 類と B 類に該当する者を判別する際に、直接的に実行可能な方法は、ポイント制における「採点項目・配点表」に照らし、自己のポイントを合算していただくことであり、ポイントが 85 点以上であれば A 類に該当し、60 点以上 85 点未満であれば B 類に該当する。その他の具体的な判断材料及び基準は、以下の規定を参照できる。

1. A 類の外国人は、多くが外国高度人材を指すが、主に以下の者が含まれる。

- 1) 国内人材登用計画において選ばれた外国人材。
- 2) 専門分野での国際的に公認の実績認定基準を満たす外国人材。
- 3) 市場指向に適合する奨励類の職位において必要とされる外国人材(平均給与収入が本地区の前年度の社会平均給与収入の 6 倍を下回らない外国籍人材を含む)。
- 4) イノベーション・起業人材(省級の関係部門が制定するイノベーション企業リスト又は技術革新職業リストに組み入れられている組織が招聘する高級管理又は技術の職務を有する者を含む)。
- 5) 有能な青年人材(40 歳以下の国(域)外のハイレベルな大学又は中国域内の大学で博士研究員として研究に従事している青年人材を含む)。
- 6) ポイントを合算し 85 点以上を取得している外国人材。

2. B 類の外国人は、通常、外国専門人材を指すが、主に以下の者が含まれる。

- 1) 学士以上の学位及び 2 年以上の相応の職務経歴を有する外国専門人材で、以下の項目の何れか 1 つを満たす者。
 - 教育、科学研究、ニュース、出版、文化、芸術、衛生、スポーツなどの特定分野において科学研究、教育、マネジメントなどに従事する管理職又は専門技術者。
 - 中外両政府間の協定、国際組織間協定、中外経済貿易契約及びエンジニアリング技術契約を実行する者。但し、国際的に有名な学術機関と科学教育類の国際組織から派遣された者については、政府間交流提携協議書条項に従い、年齢制限を緩和する。
 - 国際組織の中国駐在員事務所の職員及び国外の専門家組織の中国駐在員事務所の代表者。
 - 多国籍会社が派遣する中間層以上の職員、外国企業の中国駐在員事務所の首席代表者及び代表者。
 - 各種類の企業、事業組織、社会組織などで雇用される外国籍の管理職又は専

- 2) 持有国际通用职业技能资格证书或急需紧缺的技能型人才；
 - 3) 外国语言教学人员；
 - 4) 平均工资收入不低于本地区上年度社会平均工资收入 4 倍的外籍人才；
 - 5) 计点积分在 60 分以上的专业人才。
3. C 类人员多指外国普通人员，主要包括：
- 1) 符合现行外国人在中国工作管理规定的 外国人员；
 - 2) 从事临时性、短期性（不超过 90 日）工 作的外国人员；
 - 3) 实施配额制管理的人员，包括政府间协 议来华实习的外国青年、符合条件条 件的外国留学生和境外高校外籍毕业生、 远洋捕捞等特殊领域工作的外国人等。

Q9：按照新制度对 B 类人员的计点积分要求，不 满 60 分怎么办？

A：

1. 新制度全面实施后，对来华工作的外国人将实 行“从严政策”，计点积分制度会被严格执行。 原则上，对于不满 60 分的 B 类人员，是无法 办理新证的。
2. 不过，据了解，目前上海地区可以尝试以下突 破口：
即：在上海地区、本单位缴纳个人所得税满人 民币 12 万元/年度的外国人，可以尝试参照永 久居留权的规定，直接被算作 A 类人员，不受 年龄、学历等因素的限制。

Q10：对于 A 类人员中的“平均工资收入不低于本 地区上年度社会平均工资收入 6 倍的外籍人才”以 及 B 类人员中的“平均工资收入不低于本地区上年 度社会平均工资收入 4 倍的外籍人才”具体是指收 入为多少的外国人？

A：

1. 上海市 2016 年度的社会月平均工资为 6,504 元/月，按照此标准，月平均工资收入在 39,024 元人民币以上（年收入约 47 万元人民币）的外 国人，则可直接被算作是 A 类人员办理新证； 月平均工资收入在 26,016 元人民币以上（年 收入约 32 万元人民币）的外国人，可直接被算 作是 B 类人员办理新证。
2. 符合以上标准的外国人，无需再考虑积分（A 类 人员 85 分以上、B 类人员 60 分以上）的要求， 但对于 B 类人员，仍然要受年龄一般需在 60 周岁以下限制。
3. 另外，通过我们与上海市相关部门的沟通，了 解到，上海市目前还没有正式实行本条所涉及 的内容，但不久后可能会实施，不过，即便实

- 門技術者。
 - 2) 國際的に通用する職業技能資格証書又は差 し迫って必要とされており、ひどく不足している 技能型人材。
 - 3) 外国語教員。
 - 4) 平均給与収入が本地区の前年度の社会平 均給与収入の 4 倍を下回らない外国籍人 材。
 - 5) ポイントを合算し 60 点以上を取得している専 門人材。
3. C 類の外国人とは、通常、外国一般人材を指す が、主には以下の者が含まれる。
- 1) 現行の外国人中国在留就労管理規定に適 合する外国人。
 - 2) 臨時、短期（90 日を超えない）の業務を行う 外国人。
 - 3) 割当管理の実施対象となる外国人、これには 政府間協定により中国に来て実習する外国青 年、規定条件に適合する外国留学生と海外 大学の外国籍の卒業生、遠洋漁業などの特 別分野で勤務する外国人などが含まれる。

Q9：新制度での B 類外国人に対するポイント要求に照 らしてみても、もしも 60 点に達しないとならぬのか？

A：

1. 新制度が全面的に実施された後、中国に渡航し 就労する外国人に対しては「厳し目の政策」が実 施されることになり、ポイント制は厳格に実施され ると考えられている。原則として、60 点未満の B 類外 国人は、新証書を申請することができない。
2. しかしながら、情報筋によれば、現在、上海地区に おいて以下の対応方法を試みるとよい。
上海地区で本企業において、個人所得稅納付額 が年間 12 万元に達する外国人は、永久居留權 の規定にならい、直接に A 類の者とみなされ、年齢 や學歷などの制限は受けない。

Q10：A 類の「平均給与収入が本地区の前年度の社 会平均給与収入の 6 倍を下回らない外国籍人材」及 び B 類の「平均給与収入が本地区の前年度の社会平 均給与収入の 4 倍を下回らない外国籍人材」につい て、具体的に収入がどれだけの外国人を指すのか？

A：

1. 上海市 2016 年度の社会平均月給は 6,504 元/ 月である。この基準に従えば、平均月給収入が 39,024 元以上（年収約 47 万元）の外国人は、直 接に A 類外国人とみなされて新証書を申請するこ とができ、平均月給収入が 26,016 元以上（年収 32 万元）の外国人は、直接に B 類外国人とみなさ れて新証書を申請することができる。
2. 上記基準に適合する外国人については、ポイント（A 類外国人 85 点以上、B 類外国人 60 点以上）の 要求を考慮しなくてもよいのだが、B 類外国人につい ては、依然として、「年齢は通常、満 60 歳以下でな ければならない」との制限を受けることになる。
3. また、上海市の關係部門に確認のための問い合わせたところ、上海市では、現在本条に係る 内容はまだ正式には実行されていないものの、も

施，可能也仅适用于技能型人才（并不适用于管理型人才）。

注：新制度中并未规定本条所涉及的内容仅适用于技能型人才、不适用于管理型人才，且相关规定中也并无关于这两类人才的界定标准，不过，从实践操作上的口径来看，政府主管部门在这方面有很大的裁量权。

Q11：用人单位与外国人签订的聘用合同或任职证明有何特殊要求，什么情况下需要提交任职证明？

A：

1. 聘用合同或任职证明应当包括工作地点、工作内容、薪酬、来华工作时间、职位、盖章（签字）页等必要内容。
2. 一般执行政府间、国际组织间协议或协定的人员、各类驻华代表处首席代表及代表、及境外合同服务提供者需要提交任职证明。

Q12：若外国人属于外方委派的（劳动合同和国外的公司签订），是否还需要办理新证？

A：

需要。

国外公司应出具派遣函（具体是指：跨国公司总部或地区总部从境外派遣经理等高级管理人员及专业技术人员至境内子公司或分公司任职的情况下，而出具的函件），且需注明派遣人员担任的职务，薪资发放方法，派遣时间等内容，作为申请《外国人工作许可通知》和《外国人工作许可证》的必备材料。

Q13、实习生可否申请外国人来华工作许可证？

A：

原则上实习生是不可以申请外国人来华工作许可证的，但符合 C 类人员标准的除外。

Q14：外国人变更国籍的，是否需要重新办理工作许可证？若外国人属于双国籍，办理工作许可证时该如何填写国籍信息？

A：

外国人变更国籍的，需要重新办理工作许可证；双国籍的外国人在办理工作许可证时，只能选择其中一个国籍填报。

Q15：在计算外国人的计点积分方面有哪些新变化？

う間もなく実施されるはずであり、実施されたとしても、技能型人材のみに適用されるのではないか（マネジメント型人材には適用しない）とのことであった。

注：新たに追加された基準においては、技能型人材のみに適用し、マネジメント型人材には適用しないとの規定はなく、また、係る規定においてもこの 2 タイプの人材について定義が行われていないため、実務上は、政府主管部門がこの方面で大きな裁量権を有している。

Q11：雇用主と外国人とが取り交わす雇用契約書又は就任証明について、何か特別な要求はあるのか？どのような状況で就任証明が必要となるのか？

A：

1. 雇用契約書又は就任証明には勤務場所、勤務内容、報酬、中国在留就労期間、役職、押印（署名）欄など必要な内容が含まなければならない。
2. 通常、政府間や国際組織間の合意又は協定を実行する者、各種の中国駐在代表処の首席代表及び代表、国外契約のサービス提供者である場合、就任証明を提供する必要がある。

Q12：外国からの出向者としての（労働契約を海外の会社と締結している）外国人は、新証書手続きを行う必要があるのか？

A：

必要がある。

「外国人就労許可通知」及び「外国人就労許可証」の申請にあたり、海外の会社から発行される出向通知書（具体的には、多国籍会社本部又は地域本部が国外から総経理などの高級管理職及び専門技術者を派遣し、国内の子会社又は分公司に就任させる場合に発行される文書を指す）は必須の資料であり、出向通知書には出向者が就く役職、報酬の支給方法、出向期間などの内容が明記されていなければならない。

Q13、インターンシップ生は外国人の中国在留就労許可証を申請することができないか？

A：

原則上、インターンシップ生は、C 類基準に合致する者を除き、外国人の中国在留就労許可証を申請することができない。

Q14：外国人が国籍を変更した場合、改めて就労許可証手続きをし直さなければならないのか？もしも外国人が重国籍者である場合、就労許可証手続きを行う時、国籍情報をどのように記入すればよいのか？

A：

外国人が国籍を変更した場合、就労許可証手続きをし直す必要がある。重国籍者である外国人は、就労許可証手続きを行う際に何れか一つの国籍しか記入することができない。

Q15：外国人のポイント計算に対して、何か新たな調整が加えられたのか？

A:

在外国人的计点积分方面，新发布了“积分要素计分赋值表（暂行版）”，与原有的“积分要素计分赋值表（试用版）”相比，主要有以下几方面变化：

1. 更加强调“职业技能”的重要性，增加了“职业技能资格证书”、“高级技师”、“技师”、“高级工”等为计点积分的得分要素；
2. 提高了“外国人在华工作年限”的积分值（从原来的最高 15 分调整为最高 20 分）；
3. 降低“汉语水平”的积分值（从原来的最高 10 分调整为最高 5 分）；
4. 增加了“曾经具有中国国籍的外国人”、“具有专利等知识产权”、“已连续在华工作年限 5 年及以上”等积分要素。

新发布的《积分要素计分赋值表（暂行版）》，具体内容如下，供参考（对修改处进行了加粗）：

积分要素计分赋值表（暂行版）		
计分项	标准	得分
直接赋予资格项	入选国内人才引进计划和符合国际公认的专业成就认定标准	—
	符合市场导向的鼓励类岗位标准	—
	创新创业人才和优秀青年人才	—
国内聘用单位支付年薪（万元） 此项最高 20 分	45 及以上	20
	[35,45)	17
	[25,35)	14
	[15,25)	11
	[7,15)	8
	[5,7)	5
小于 5		0
受教育程度或取得职业技能资格证书等 此项最高 20	博士；国际通用最高等级职业技能资格证书或高级技师或相当	20
	硕士；技师或相当	15
	学士；高级工或相当	10
工作年限 此项最高 20 分	超过 2 年的，每增加一年，增加一分	最高 20 分
	2 年	5
	不满两年	0
每年工作时间 此项最高 15 分 单位：月	年工作时间 9 及以上	15
	[6,9)	10
	[3,6)	5
汉语水平 此项最高 5 分	曾经具有中国国籍的外国人	5
	取得以汉语为教学语言的学士及以上学位	5
	通过汉语水平考试（HSK）五级	5

A:

外国人的ポイント制について、「採点項目・配点表（暫定版）」が新たに公表されており、当初の「採点項目・配点表（試用版）」と比較すると、主な調整箇所は以下の通りである。

1. 「職業技能」の重要性が強調され、「職業技能資格証書」、「高級技能師」、「技能師」、「高級技術者」などの配点要素が追加された。
2. 「外国人の中国での就労年数」の点数が引き上げられた（元々は最高 15 点であったが、最高 20 点に調整された）
3. 「中国語レベル」の点数が引き下げられた（元々は最高 10 点であったが、最高 5 点に調整された）。
4. 「過去に中国国籍を有していた外国人」、「特許など知的財産権を有する」、「既に中国における連続就労年数が 5 年以上」などの配点要素が追加された

新たに公表された「採点項目・配点表（暫定版）」の具体的な内容は以下の通りである。調整箇所を太字にしており、ご参照いただきたい。

採点項目・配点表（暫定版）		
採点項目	基準	配点
直接に資格を与える対象項目	国内人材導入計画において選ばれ、且つ専門分野で取得した実績に関する国際公認の認定基準を満たす者	—
	市場の指向に適合する奨励類職位の基準に合致する者	—
	イノベーション・起業する人材及び有能な青年人材	—
国内の雇用主から支払われる年間報酬（万元） 本項目の最高は 20 点満点である	45 万元以上	20
	35 万元以上 45 万元未満	17
	25 万元以上 35 万元未満	14
	15 万元以上 25 万元未満	11
	7 万元以上 15 万元未満	8
	5 万元以上 7 万元未満	5
5 万元未満		0
教育水準又は国際職業資格証明 本項目の最高は 20 点満点である	博士、国際的に通用する最高等級の職業技能資格証書のある者又は高級技能師又はそれと同等水準	20
	修士、技能師又はそれと同等水準	15
	学士、高級技能者又はそれと同等水準	10
勤続年数 本項目の最高は 20 点満点である	2 年を超過した場合、1 年増えるごとに 1 点加算する	最高 20 点
	2 年	5
	2 年未満	0
年間勤務時間 本項目の最高は 15 点満点である 単位：月	年間勤務時間が 9 ヶ月以上	15
	6 ヶ月以上 9 ヶ月未満	10
	3 ヶ月以上 6 ヶ月未満	5
中国語水準 本項目の最高は 5 点満点である	過去に中国国籍を有していた外国人	5
	中国語を教育言語とする学士以上の学位を取得した	5
	漢語水平考試（HSK）五級以上	5

	或以上	
	通过汉语水平考试 (HSK) 四级	4
	通过汉语水平考试 (HSK) 三级	3
	通过汉语水平考试 (HSK) 二级	2
	通过汉语水平考试 (HSK) 一级	1
工作定向 此项最高 10 分	西部地区	10
	东北地区等老工业基地	10
	国家级贫困县等特别地区	10
年龄 (岁) 此项最高 15 分	[18,25)	10
	[26,45)	15
	[46,55)	10
	[56,60)	5
	大于 60	0
毕业于国 (境) 外 高水平大 学或有全 球 500 强企业任 职经验及 其他规定 条件的 此项最高 5 分	毕业于国 (境) 外高水平大学	5
	有世界 500 强企业任职经验	5
	具有专利等知识产权的	5
	已连续在华工作年限 5 年及以上的	5
地方鼓励 性加 此项最高 10 分	地方经济社会发展需求紧缺特殊人才 (由省级外国人工作管理部门制定具体标准)	0-10

目前处于新制度的实施和新旧制度的过渡阶段，不同地区的执行标准也不尽相同，之后相关政策性的更新及变化情况，我们会持续关注。

(里兆律师事务所 2017 年 06 月 09 日编写)

	合格	
	漢語水平考試 (HSK) 四級合格	4
	漢語水平考試 (HSK) 三級合格	3
	漢語水平考試 (HSK) 二級合格	2
	漢語水平考試 (HSK) 一級合格	1
勤務地域 本項目の最 高は 10 点満 点である	西部地域	10
	東北地域などの旧工業基地	10
	国家レベルの貧困県などの特別な地域	10
年齢 (歳) 本項目の最 高は 15 点満 点である	18 歳から 25 歳まで	10
	26 歳から 45 歳まで	15
	46 歳から 55 歳まで	10
	56 歳から 60 歳まで	5
	60 を超えた者	0
国 (域) 外の ハイレベル大 学卒業生又 は世界 500 強企業での 就職経験が ある者、及び その他所定 条件に適合 する者 本項目で 5 点満点とする	国 (域) 外のハイレベル大学の卒業生	5
	世界 500 強企業に就職した経験がある者	5
	特許など知的財産権を有する者	5
	既に中国における連続就労年数が 5 年以上	5
地方による 奨励ポイント 加算 本項目の最 高は 10 点満 点である	地方の経済・社会の発展において、差し迫って必要とされており、ひどく不足している特別な人材 (省級外国人就労管理部門が具体的基準を制定する)	0-10

現在は、新政策の実施、新・旧政策の移行段階にあるため、地区ごとに実施基準が異なり、今後も関係政策の更新及び調整状況について、引き続き注意を払っていきたい。

(里兆法律事務所が 2017 年 6 月 9 日付で作成)